

昭和二十五年十二月八日受領  
答 弁 第 七 八 号

(質問の 七八)

内閣衆質第七八号

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎殿

衆議院議員風早八十二君提出相模原元造兵廠(小松製作所)従業員の労働条件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員風早八十二君提出相模原元造兵廠(小松製作所)従業員労働条件に関する質問に

対する答弁書

相模原元造兵廠(小松製作所)の従業員に対し、一般の労働法規は適用されている。すなわち労働組合法に基く労働組合は、本事務所に設立されており、又労働基準法の適用についても、所轄の相模原労働基準監督署において監督を実施しているが、原則として、基準法違反の行為は認められず、又現在のところ、業者及び労働組合からも苦情の申し出は受けていない。政府としては、万一労働基準法違反の事態があれば、今後更に監督の上、是正させたいと考えているが、本事業所のみ特別に労働者保護対策を講ずる必要は認めない。

なお、本製作所の従業員は、質問によれば二万名となっているが、本年十二月四日現在で四千五百六十八名となっている。

右答弁する。